

労働組合費の控除に関する協約

公立大学法人大阪府立大学（以下「甲」という。）と大阪府大学教職員組合（以下「乙」という。）とは、労働組合費の控除に関し、次のとおり協定する。

（労働組合費の控除対象者及び提出期限）

第1条 労働組合費の控除対象者は、乙が甲に提出する名簿のとおりとする。

2 前項の名簿は指定日までに人事課に提出するものとする。ただし、指定日が就業規則に定める休日に該当する場合は、当該指定日以前の直近の休日でない日とする。

（控除する金額）

第2条 控除する労働組合費は、前条の名簿に記載された額とする。

（控除の方法）

第3条 甲は毎月支給される各組合員の給与から労働組合費を控除し、給与支給日の翌日、乙の指定する口座に振込むものとする。ただし、給与支給日の翌日が金融機関の休業日に該当する場合は、その翌日とする。

（目的外使用の制限）

第4条 提出された名簿は、本協約で定められた使用目的以外には使用しない。

（有効期限）

第5条 この協約の有効期限は平成18年3月31日とする。ただし、有効期限満了前に甲又は乙が相手方に対し、この協約の改正についての意思表示をしない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

平成17年4月1日

甲 公立大学法人大阪府立大学
理事長 南 努



乙 大阪府大学教職員組合
中央執行委員長 溝川 悠介

